

【記入例：受給資格がある場合】

平成 30 年度高等学校等就学支援金 (4 月提出時・7 月提出時)

4 月 1 日以降の日付を
ご記入ください。

学生氏名・住所を
記入ください。
(保護者等による代筆も
可能です)

学校名	沼津工業高等専門学校
認定番号 (あれば)	
生徒氏名 (自署)	高専 太郎
住所	○○県○○市○—○—○

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

☑【4 月提出時 (新入学者のみ)】

	確認項目	審査後の通知
<input checked="" type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、4 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず 4 月中に提出して下さい。5 月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

□【7 月提出時】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、収入状況届出書及び親権者等の平成 30 年度課税証明書等を提出致します。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていますが、平成 30 年度の親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超過している、またはほかの理由により受給権を放棄します。 ※この場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。	資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていないため、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 30 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されておらず、引き続き親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、7 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※7 月に、認定されている者が収入状況届出書を提出しないときは、支給差止め通知が送付されます。

※油性ボールペンで記載の上、学校を通じて文部科学省へ提出して下さい。
 生徒・学生全員の御提出をお願い致します。

平成 30 年 ○ 月 ○○日

【記入例：受給資格がない場合】

平成 30 年度高等学校等就学支援金 (4 月提出時・7 月提出時)

4 月 1 日以降の日付を
ご記入ください。

学生氏名・住所を記入ください。
(保護者等による代筆も可能です)

学校名	沼津工業高等専門学校
認定番号 (あれば)	
生徒氏名 (自署)	高専 太郎
住所	○○県○○市○—○—○

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

【4 月提出時 (新入学者のみ)】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input checked="" type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、4 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず 4 月中に提出して下さい。5 月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

【7 月提出時】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、収入状況届出書及び親権者等の平成 30 年度課税証明書等を提出致します。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていますが、平成 30 年度の親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超過している、またはほかの理由により受給権を放棄します。 ※この場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。	資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていないため、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 30 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されておらず、引き続き親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、7 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※7 月に、認定されている者が収入状況届出書を提出しないときは、支給差止め通知が送付されます。